

第1回吹田市立市民公益活動センター指定管理者候補者選定委員会 議事概要

1 開催日時 令和8年(2026年)6月17日(水) 午前10時00分から11時30分まで

2 開催場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

3 出席委員

生川 貴一(大阪学院大学経営学部 准教授)
江渕 桂子(社会福祉法人 大阪ボランティア協会 事務局次長)
古矢 直樹(公益財団法人 吹田市文化振興事業団 理事長)
平山 浩美(ヒップファミリークラブ吹田 代表)
米田 憲史(近畿税理士会 吹田支部 税理士)

4 欠席委員

なし

5 公開・非公開

非公開(吹田市情報公開条例第28条第2号の規定による)

6 次第

- (1) 委員長及び副委員長の選出
- (2) 諮問
- (3) 指定管理者募集要項及び選定方法、選定基準について
- (4) その他 今後のスケジュールについて

7 議事の概要

(開会)

- 【市民部長の挨拶】
- 【出席委員及び事務局職員の紹介】
- 【配布資料の確認】

(1) 委員長及び副委員長の選出

- 【委員長及び副委員長を委員の互選により選出】
委員長に生川委員、副委員長に江渕委員を選出

(2) 諮問

- 【委員長に諮問書を手交】

(3) 指定管理者募集要項及び選定方法、選定基準について

委員長

本選定委員会では、吹田市立市民公益活動センターの指定管理者候補者について審議します。次第の3「指定管理者募集要項及び選定方法、選定基準について」事務局からの概要説明を受けた後に、審議を行いたいと思いますのでよろしくお願いします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

【募集要項及び選定方法、選定基準について説明】

委員長

指定管理者募集要項及び選定方法、選定基準について、御意見や御質問があれば、御発言よろしくお願いします。

委員

5年前に現在の指定管理者の選定を行ったと思いますが、それ以降の変更点について、募集要項の変更点や選定方法の変更があれば、簡単に構いませんので教えていただけますか。

事務局

募集要項の変更点について、令和8年4月30日付けで指定管理者制度を所管する企画財政室から示された募集要項の様式が変更になったことにより、新たに追加した項目がございます。

まず4ページの「5の管理経費」のところですが、「(3)の指定管理料の精算」が今回追加されております。5ページの「6の指定管理者として果たすべき責任」の「(3)市の方針等に沿った管理運営の実現」に列挙されております、「エの多文化共生の推進」も追加しております。7ページの「8 経営状況の確認」、8ページの「10 モニタリング・監査の実施等」の「(5)の是正勧告」も追加されております。10ページの「12 募集に際しての基本条件」の「(2)失格事由」も今回追加された項目でございます。また、17ページの「20 指定管理者候補者等の選定」の「(3)提案があった事業計画書等の説明」も追加になりました。最後に20ページの「24その他」の「(4)インボイス制度への対応」と、「(5)キャッシュレス決済の導入」も追加となっております。

次に、管理運営基準についても前回から変更をしている点がございます。1ページ、「第2の施設の運営に関する業務基準、使用料の徴収」のところですが、今後のキャッシュレス決済の導入に伴い、「コード決済(前払い式に限る)を含む」という文言を追記しております。続いて「3の施設の利用に関する業務」について、前は募集要項に内容の詳細を載せていましたが、今回の募集要項には施設の利用に関する業務の見出しのみ記載しまして、内容については管理運営基準のほうに記載しております。2ページ、「6の利用者のサービスの向上に関する業務」も新たに追記しております。3ページ、「第3の事業等の実施に関する業務基準」の「1主催事業の実施」の「(1)相談業務」に、前回までは専門的な相談事業の実施という文言がありましたが、今回は削除しております。最後、6ページ「4備品管理業務」ですが、吹田市物品分類基準が改正されたことに伴い、備品登録が必要な物品の購入額が3万円から5万円に変更となったため、こちらも修正しております。

選定項目については、後ほどご説明させていただきます。

委員

今のご説明の中で、市の方針として募集要項の様式が変わったことや、時代に合わせてキャッシュレス決済が導入されるなど、変更理由がいくつかあるかと思います。運営の中で、より良いあり方を目指した変更点や、5年前の選定を踏まえての変更点があれば教えていただきたいです。

事務局

5年前は書面開催でしたので、当時の選定委員会の議論を踏まえた変更点は特にございません。ただし、その他の面では様々なご意見をいただいております。前回の応募者は2団体で、その前は4団体だったことから、応募者が減ったことで厳しい意見もありました。求めている専門性が高すぎるため、他の事業者が応募しにくいのではないかという指摘です。そこで、運営にあたって専門性の必要性を見直し、多くの団体が応募できるような視点で募集要項を作成しております。もう1つは、「吹田市第4次総合計画」という大きな計画の中で、市民公益活動センターの1年間の利用者数については、令和10年度7万人という目標を立てております。令和7年度の実績は約5万800人でしたので、この目標に近づけるための工夫をお願いできればと考えております。

委員

相談業務の専門的な相談事業を外されたというのが、今お話いただいた内容ですね。5年前に応募されたもう1社は、あまり相談実績のない団体だったと記憶しております。一生懸命プレゼンをしていただきましたが、実績が乏しいために難しいという話になりました。そのため、市内での実績が条件として新たに追加されたのかと思いましたが、そうではなかったのですね。

事務局

そこは変更ございません。応募の要件ではなく、市内で実績があればプラスとして評価されます。

委員

実績がない団体が一生懸命書類を作成して提出してくださっても、高評価にはならないのであれば申し訳ないという気持ちがありましたが、そこは間口を狭めないっていう意味で、必須にはしないという理解でよかったですか。

事務局

今回も引き続き、これまでと同様に進めていきたいと考えております。なお、前回応募のあった団体は、その前も応募されておりますので、十分に検討されたうえで応募されたものと認識しております。

事務局

先ほどご質問いただいた選定項目の変更点についてご説明させていただきます。資料8の選定基準案をご覧ください。広く応募者を募りたいという目的のため、少し修正した箇所がございます。

「(2) 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」の評価項目の「イ相談、助言に関する事業計画」です。前回相談、助言、コーディネートに関する事業計画としていましたが、コーディネートという少し専門的な部分を今回削除しております。続いてその下にあります、「カ自主事業に関する事業計画」の箇所です。前は調査研究及び自主事業に関する事業計画としておりましたが、調査研究を削除しております。続いて「(3) 施設の設置目的を効果的に達成し、施設の利用促進につながる質の高いサービスが提供できること」の箇所です。前は施設の利用促進に繋がるという文言を入れていませんでした。施設の利用促進につながるという点を大切に考えておりますので、

今回は追記しております。

事務局

市内で実績のある団体でないと応募できないといった誤解が生じないよう、私たちも十分気をつけてPRしていかなければいけないと思っております。資料4の10ページ「12 募集に際しての基本条件」の「(1) 応募資格」には要件が列挙されていますが、ここでは実績等は求めておりません。最低限ここをクリアすれば応募いただけますし、応募の段階で間口を狭めないように作成しているということを補足させていただきます。

委員

2点確認させていただきます。募集要項の4ページにある「5 管理経費」の指定管理料についてですが、前の事業年度、現行の金額はどのくらいに設定されているのでしょうか。また、指定管理料は令和11年度以降、おおむね4.6%ずつ上がっておりますが、これは物価変動や人件費の上昇などを踏まえて設定されているという理解でよろしいでしょうか。

事務局

2つ目の質問については、委員のおっしゃるとおりです。1つ目の質問の現行の指定管理料については、スクリーンに表示しますので、御覧ください。

【現行の指定管理料をスクリーンに表示】

委員

現行の指定管理料はあまり余裕のない収支状況ということですね。前の事業年度は物価変動がそれほど激しくなかったと思いますが、今回は物価変動なども踏まえて金額を設定されたということですね。もう1点確認させてください。選定基準の「(4) 安定した管理を行う人員、資産その他経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みのあること」の評価項目、「イ 安定的な管理運営が可能な財政基盤」の評価の視点に「過去3年間の決算報告書の経常及び営業損益から組織的、財政的能力がある」こととありますが、文言だけを読むと損益だけしか評価されないように思えます。しかし、運営にあたって資金繰りが厳しい場合もあり得ると思います。その点も含めて評価してよいという理解でよろしいでしょうか。

事務局

御理解のとおりです。評価の視点として、一例を挙げているものですので、できましたら多角的に見ていただいて、プレゼンテーション審査の質疑の中でその点を明らかにしたうえで採点をお願いできたらと思っております。

委員

いわゆる安定的な管理運営が可能となる人的能力や適正な人員配置について、現在は何人ぐらいで運営されているのですか。

事務局

現時点の常勤職員は、センター長と副センター長含めて6名です。非常勤職員は4名です。

委員

指定管理の委員を他の施設でも務めておりますが、平日の9時から17時までの勤務を希望する方は比較的多い一方で、夜間や土日の勤務を希望しない方が多く、人材確保が難しいという話をよ

く耳にしております。現在の運営において、こうした勤務時間帯に関する人員確保について特に課題は発生していませんか。

事務局

現時点では、人員確保については、課題となる状況には至っていないと考えております。

委員

賃金が厳しい状況であるということは、多くの団体に共通する認識だと思います。もう1点確認させていただきたいのですが、市民公益活動センターにおいて、市が最も重視しているのは稼働率なのでしょうか。

事務局

市民公益活動センターは、市民センターや市民ホールと比べると、貸館業務以外に講座や相談業務などにやや重きを置いた施設という認識です。貸館業務については、昼間の稼働率が6割から7割ある一方で、夜間の稼働率が5割前後というところが課題だと認識しております。

委員

来館者利用者数の目標が7万人とのことですが、その数値の根拠について教えてください。

事務局

平成29年度に設定した数値で、当時の利用者数は概ね6万4000人でしたので、その数値を基に7万人を目標として設定いたしました。

委員

その後のコロナ禍で利用者が減少したということでしょうか。

事務局

そのように認識しております。

委員

多くの施設では、コロナ禍前の利用者数に戻っていない状況だと思います。ラコルタは利用開始から約10年の施設ですが、継続的に利用されている方々が高齢化しており、以前は10人で利用されていたところが現在は5~6人に減少するなど、1件あたりの利用人数が減少傾向にあると考えられます。そのため、7万人という目標は施設側にとって非常に高いハードルだと思います。

事務局

利用者数について、スクリーンを御覧ください。こちらはコロナ禍の令和3年度からの5年間の数値ですので、一見すると右肩上がりに増えているように見えますが、コロナ禍前の利用者数にはまだ戻っておりません。

委員

開館当時は、集客率の高い大きなイベントを多く開催されていたとか、そのような理由があつての利用者数なののでしょうか。現在は団体間の連携支援に力を入れているように思いますので、集客率の向上よりも繋がりを重視する方向へシフトしているように感じます。市としては、ラコルタにどのような役割や成果を求めているのかが気になっています。

事務局

確かに理念はとても大切だと考えております。外部へ説明する際には、数字で示さないと理解して

いただくのが難しい部分があり、そのため利用率や利用人数を目標値として設定しがちとなっています。吹田市としてもその点は課題だと感じておりますが、数字以外の評価はなかなか難しく、数字を用いた目標が分かりやすい状況です。

委員

結局のところ、数を目指して大きなイベントを次々と開催すると利用者数は増えますが、それが市民公益活動センターの役割に合っているのかは疑問が残ります。施設の目的を明確にし、問い合わせがあった際にはご案内するなど、市でも少しサポートしていただけるとありがたいなと思います。

委員長

1か月に何千人もの方が来館されていますが、具体的にはどのような方々が、どのようなイベントや講座を開催されているのでしょうか。

事務局

先ほど全体の利用者の話がありましたが、確かに利用人数や会議室の利用率はまだコロナ禍以前の水準に戻りきっていません。しかし、相談件数は既にコロナ禍前の数に回復しており、それを上回る数字となっております。これは指定管理者の方で、裾野を広げるための入門講座や新たな担い手を育成する連続講座などを実施し、比較的若い方からの相談も増えているように感じています。また、本市の市民公益活動センターの特徴として、他市のセンターでは主にボランティアやNPO団体の支援が中心ですが、吹田市の場合は、自治会や地域で様々なテーマで活動されている地縁団体の支援も行っています。例えば、自治会向けのIT講座や会計講座なども実施しております。市民公益活動を促進する講座なども継続しつつ、幅広く展開しているところです。

事務局

補足ですが、この施設は阪急南千里駅からすぐの利便性の高い場所にあります。そのため、多くの方に来ていただきやすい、利用しやすいような場所になっていると思います。

委員

指定管理の範囲ではないかもしれませんが、最近是人権に対する配慮や合理的配慮も含め、人権に関して敏感に対応していく必要があると考えております。募集要項の中で、人権に関する研修の実施が盛り込まれており、評価基準にもその点がしっかり反映されていると確認しております。ただ、仮に指定管理に決まった団体の職員が、人権に対する配慮のない言動があった場合に、利用者の方が申し立てを行う窓口は示されているのでしょうか。市の指定管理であるため、市の基準に則って、そのようなものが掲示されているのでしょうか。

事務局

人権の問題に関わらず、利用にあたっての不平不満があれば、まずは指定管理者に相談されると思いますが、それでも解決しない場合は、市に問い合わせが来ることもあります。現時点では、具体的な相談先の掲示などは特にしておりません。

委員

指定管理者が何か掲示しないといけないルールは特にないということですか。

事務局

特に定めはございません。

委員

施設運営をしている社会福祉法人では、第三者委員などを掲示するルールがあります。利用者の方が直接お話できる関係性であればいいのですが、そうでない場合は第三者に相談することがありますので、同様の仕組みがあるのかなと思いお尋ねしました。指定管理ではないとのことで理解しました。

委員

何か問題があったときは、市の施設であることから、市役所へ問い合わせや苦情が寄せられているのではと思います。

事務局

今はホームページから直接質問をしていただけるようになっております。市は、ホームページのフォームなどでお問い合わせいただいた内容について、回答や改善の対応をさせていただいております。

委員長

ではいろいろご意見がございましたが、ここで指定管理者募集要項及び選定方法、選定基準について承認することに異議はございませんでしょうか。

【異議なし】

委員長

異議なしとのことですので、本件については承認いたします。それではただいま承認されました募集要項、選定方法、選定基準に基づきまして、今後指定管理者候補者の選定を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

(4) その他 今後のスケジュールについて

委員長

最後に事務局から今後のスケジュールについて説明をお願いいたします。

事務局

それでは資料10 スケジュール案をご覧ください。募集要項につきましては、7月7日からホームページで公表させていただきます。募集の受付期間は8月3日から8月7日までとなります。次回の第2回選定委員会では、応募者によるプレゼンテーションとヒアリングを実施します。本日ご承認いただいた選定方法、選定基準等に基づき、委員の皆様には評価を行っていただき、指定管理者候補者及び次点者を選定させていただきます。第2回選定委員会につきましては、8月21日金曜日の午後1時から開催させていただきます。終了時刻につきましては、現時点では午後4時を予定しておりますが、8月7日の受付終了後の募集团体数の決定を受けて、確定させていただくことになります。遅くとも8月10日中にメールにてご連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。以上です。

委員長

これで第1回吹田市立市民公益活動センター指定管理者候補者選定委員会を閉会いたします。皆様ありがとうございました。